

復興と死者の記憶を巡る試論

阪神・淡路大震災、死者の視点

NPO 法人ふたば

ふたば学舎震災学習ラボ室長 山住勝利



もう死人となってしまった章の眼に、
彼等はどううつらないのであった。
—藤枝静男『欣求浄土』

阪神・淡路大震災から 28 年が経過した。被災した街の様子は大きく変わって被災の傷跡もなくなり、表面的には復興したかのようだ。それでも震災からの復興は、何をもって復興と判断するか(街の復興なのか、人の復興なのか、社会の復興なのか……)で人々の意見は分かれるだろう。確かに、かつての被災地の細かな現況を見れば、あるいは個々の被災者の生活再建のありようを見れば、いまだ復興の過程は続いているようにも思う。

ところで、復興は 1995 年 1 月 17 日に起きた兵庫県南部地震の 5 千人を超える犠牲者の上に(彼らがいたその場所で)なされてきた。けれども復興には震災の最たる被災者である死者の視点は取り入れられない。自明ながら当初から死者(自身)の記憶は失われており、その視点を取り入れることは不可能なことだ。ただ、死者に「ついて」なら、彼らの心中をおしはかって述べられることがある。しかし、例えば死者が無念の死を遂げたと言っても、それは生(残)者が言っていることであり、彼らの悔しさは正確には分かりえない⁽¹⁾。もし分かるのなら、「阪神・淡路大震災」という名でまとめられる集合的な記憶は個々の死者の記憶の複雑な固有性に溢れ(犠牲者は「阪神・淡路大震災」で亡くなったのではなく、1995 年 1 月 17 日午前 5 時 46 分に起こった地震によって、例えば家屋があるいはブロック塀が倒壊し、火災が発生または地滑りが発生し……などなど、それぞれがいた場所で別様に亡くなった)⁽²⁾、その結果「阪神・淡路大震

災」の記憶をまとめ上げる神話的枠組みは崩れ、その後の「阪神・淡路大震災」からの復興には辿り着けなくなるだろう。だから、たいてい公では死者の存在は総数で表されるか追悼の場で想われるだけで、震災の集合的記憶を前提とする復興の場に死者が現れることはない⁽³⁾。集合的記憶は時間の経過とともに「巨大地震によって街は壊滅的な被害を受け、多くの人が亡くなった、そこから街は再建され復興がなされていった」と分かりやすい震災・復興の道筋に縮減していく。では、復興について死者の記憶を絡ませてみれば、復興の見方はどのように変容するのだろうか⁽⁴⁾。

阪神・淡路大震災から 30 年近く経つとその記憶の忘却はとりわけ懸念事項になる。地元新聞は「災害の記憶は、発生から 30 年たつと継承が難しくなる—。専門家の間では時にそう語られる」と伝える⁽⁵⁾。だからなお、遠い過去の震災の記憶はそれを知らない人たちに伝えられなければならない。それはなぜか。防災教育を専門とする阪本真由美が言うように、「災害の記憶を伝えようとするのは、同じような被害を繰り返さないためである」⁽⁶⁾。

人はいずれ過去の災害の記憶を忘れてしまう。寺田寅彦は「津浪と人間」(初出 1933 年)で 1933 年 3 月 3 日に起きた昭和三陸地震について次のように書いていた。

こんなに度々繰返される自然現象ならば、当該地方の住民は、とうの昔に何かしら相当な対策を考えてこれに備え、災害を未然に防ぐことが出来ていて

もよさそうに思われる。これは、この際誰しもそう思うことであろうが、それが実際はなかなかそうならないというのがこの人間界の人的自然現象であるように見える。⁽⁷⁾

災害を未然に防ぐことが出来ないのは何年も前のことを覚えていられず忘れてしまうからだ。それが「人的自然現象」と言うならどうしようもない。寺田は「残る唯一の方法は人間がもう少し過去の記録を忘れないように努力するより外はないであろう」と促す⁽⁸⁾。忘れないようにするのはやはり、過去と同じような被害に遭うことがないようにするためだ。未来の防災を考えて震災の記憶を忘れてはいけないのである。だが未来の防災とは、長期にわたる生活再建・復興過程の中でも被害が継続することを思えば、災害直後に被害を防いで生き抜くことだけでなく、さらにその後どのように生きるのか、どのような社会にするのかといった復興をあらかじめ考えておくことも意味するだろう。

被災者の記憶は復興の基盤／端緒となる。被災者はそれまで日常生活を送ってきて突然巨大地震に遭遇した。そうした個々の被災者の記憶、また後に個人的記憶が集合的に再構成された震災の集合的記憶がなければ、生活再建するにも社会の立て直しを図るにも、そもそも復興は考えられない⁽⁹⁾。そして犠牲者はそれ以上の被災はないという意味で被災の極にあると思われるが、はたして被災の底から復興はどう見えるのか⁽¹⁰⁾。

人は震災の記憶を忘れてはいけないと言う。そう言う時、死者（自身）の被災の記憶は忘れられている。彼らの記憶は誰も知らず、常に失われていて思い出しようがないのだから、正確に言えばそもそも忘れようがない。忘れられていて、忘れることができない。ならば生者はもはや死者の記憶を想像するほかない。け

れどもそうして想像で死者を客体化し、その記憶を語ろうとすると、彼らの（無いはずの）言葉を奪ってしまうことになるだろう。言葉を使うというのは生者であることを意味する。死者はすでに言葉を失っているがゆえ、死者の記憶をはたして語ってよいのかどうかは、あくまで生者側の倫理の問題となる⁽¹¹⁾。

とはいえ震災の犠牲者を忘れず、彼らの記憶を（彼ら自身の記憶については不可能だとしてもできる範囲で）語り継いでいこうとすることに異論は生じないように思える⁽¹²⁾。その語り継ぎは、無念の死を遂げた（？）犠牲者のためにも、今後同じ被害を出さないためにも必要だろうから。だがその一方で死者の傷みを思えばこうとも考えられる。死者はいつまでも震災の記憶の中に留まり続け、忘れ去られる機会を奪われてしまうことになる、と。そう言うと反感を買いそうだ。死者自身が、忘れ去られること、あるいは忘却されないことについてどう思うのかは知る由もないが、震災犠牲者の遺族や身近な人ならどうしても死者を忘れ去ることなどできないだろうし、死者を忘れずに心にとどめておくことが供養になるとも考えられる。ただここでの問題は、死者その人を、その思い出を忘れないということではない。死者が震災の痛ましい犠牲者として、つまり災厄の記憶を保持する犠牲者として記憶され続け、忘却されないということである。

丹生谷貴志は、ミシェル・フーコーが18世紀末から19世紀半ばの西欧の思考における断層（古典主義時代からの知の枠組みの転換）に絶えず注視し、その切断過程に「或る痛みに基づく倫理的位相」を見出していたことを指摘する。その痛みとは、それまでのアリストテレス的な体系において「普遍性、概念的統括の背後に排除され打ち捨てられて来た」個物が、存在することの自由を獲得する一方で、忘れられずに記憶され、忘れ去られる自由を失ってしまうというねじれた痛みである⁽¹³⁾。アリストテレスの思想では事物は

質料と形相（エイドス）から成る。例えば机の質料は木であり、そこに付与される机の姿形が形相であるように、個物が実体である原因は形相であることから、個物そのものを扱うことは禁じられる⁽¹⁴⁾。そこでは個物は人の思考の有限な概念において語られ、無数にある個物そのものは語りえない。医療の場で医師が「病氣」は診るが、個別の患者は診ないように。しかし近代において、それまでアリストテレス的の体系の中で概念を介して現出していただけの個物は、それぞれのもとして見られ、もはや忘れ去られることなく光を当てられ、存在の場を得ることができるようになった。だが言い換えれば、個物は忘却の闇の中から解放される代わりに、忘却での安眠を失うのである。

ここで注目するのは、西欧における知の枠組みの歴史的な転換（切断）ではなく、概念化されていない個物そのものが前面に現れた時に起こる倫理的位相である。その位相において概念の外にある個物はそれまでの思考体系を飛び出し、言葉で捉えることのできない思考不能なものとなる。本稿でなら、そうした個物とはわれわれが知ることのできない被災の記憶を有する死者にはかならない。そしてわれわれが視線を向ける時、死者は思考不能なものであるが記憶され、被災の苦しみを滅したかもしれない休らいの場を失ってしまう。その倫理的痛みの位相に焦点を当てるのだ。死者を想い、忘れるのか、記憶し続けるのか。

「阪神・淡路大震災」という集合的記憶は年月の経過とともにステレオタイプ化した。人々は「阪神・淡路大震災」について何らかの固定したイメージを持っている。そうでなければ何も知らないかだろう。震災の記憶の固定化には新聞・テレビなどの報道機関や毎年おこなわれる追悼行事、「人と防災未来センター」のような公の震災学習施設などが影響を及ぼしてきたと考えられる。高原耕平は、震災の記憶伝承を担うそうしたメディアが「オーソライズされた言語表現や

儀式的の様式を集合的記憶に提供」する一方で、集合的記憶において各々固有の被災体験が有する「脆さや不可解さがうごめく余地は狭まってゆく」と述べる⁽¹⁵⁾。集合的記憶ではその集合に入れるべき震災の記憶が取捨選択され、捨てられた記憶はもちろんのこと、一瞥も与えられない諸々の記憶の断片は忘却の彼方に置かれたままとなる。では、固定化した震災の集合的記憶とはどのようなものか。

阪本によれば、阪神・淡路大震災の記憶はこれまで、地震被害の大きさを象徴する阪神高速道路の倒壊現場といった、街や構造物被害の映像や資料などを媒介として固定化されてきた。阪神・淡路大震災と言えば、「横倒しになった高速道路」といった風に。一方、破壊された建造物に対して被災した人の個々の記憶はどうかと言えば、復興過程の2003年に「個人情報保護に関する法律」が制定されるなど社会的な影響もあって、個人情報を含む資料つまり個々の被災者に関する資料の使用が控えられる傾向にあるようだ⁽¹⁶⁾。そのような意識的／無意識的な取捨選択を経て阪神・淡路大震災の記憶は年月の経過とともに固定化した。当たり障りのない記憶が形作られたと言えるだろうか。

阪神・淡路大震災の一次資料を収める「人と防災未来センター」について言えば、笠原一人は、2002年の開設時においてセンターが震災のメモリアル施設にも関わらず「防災」に偏っていることには問題があるとし、「震災という出来事のすべてを展示しようとするものでありながら、実際には震災のごく一面を一方的に伝えるものでしかなかった」と述べている⁽¹⁷⁾。笠原の批判の中心は、センターでは震災の記憶が出来事の当事者に専有され非当事者が分有できるように開かれていないことにある。

本稿では死者の記憶を問題にしていた。当然ながら、震災の死者の記憶は専有も分有もできない。死者の記憶は遍在し、偏って固定化した集合的記憶を崩していく。

先に述べたように、死者の記憶は誰も知らず、常に失われており、生者はもはやその記憶を想像するほかない。しかし、死者を阪神・淡路大震災の記憶の中へと呼びかける時、それには死者の忘却の自由を奪う倫理的問題がある。とは言え、死者に「ついて」の記憶なら、すべての死者ではなくとも、これまで遺族や知人・友人、関係者などによって語られ、新聞や書籍などで文字化されてきた。あるいは、身寄りがない死者も含めて、犠牲者名簿や慰霊碑に記載されているかもしれない。記載された文字は死者本人ではないし、彼らが生きた証でもないが、彼らが犠牲者として存在したことを知らしめる。誰に知らしめるのか。

アリストテレス的体系において個物は排除されていたが、その体系の崩壊において個物は監視され記憶されたのだった。丹生谷は個物が被る忘却と解放の交錯について次のように書く。

要するにアリストテレス的な禁止が打ち破られると同時に、解放と監視の、或いは忘却と記憶とにおける汚辱と歓喜の見分けがつかなくなってゆくのである。私は見られ記録された。何という歓喜！私は見られ記録されてしまった。何という汚辱！
(18)

本稿では個物を震災の死者と捉えていた。死者は忘却の闇に葬られる汚辱の代わりに、最たる災いを被った者として記憶され続けるという汚辱を被る。

「汚辱」という言葉から短絡的にフーコーの「汚辱に塗れた人々の生」を思い起こしてみよう。そこでフーコーは1660年から1760年までの国王への監禁命令封印状発行の請願書について論じている。その期間、主に家庭内の揉め事を解決してもらうために人々か

ら王に直訴する封印状発行の請願があり、それに王が命令書によって応答するという、下(下層民)と上(権力)の遭遇があった。そうした文書の見極めにフーコーはいくつかの規則を課している。例えば以下のような規則である。

- 現実に存在した者たちにかかわる文書であること。
- それらの者たちは世に知られた者ではなく、厄災に塗れた者でなければならない。
- 彼らを語る文は出来るだけ短いものが望ましく、数頁、或いは数行であればなおよい。⁽¹⁹⁾

フーコーが望んだのは、請願書に書かれた無名の人物が実在した事実をわれわれが知ることができるということである。さらに彼は「メモワールや思い出、点景素描であるような文章もすべて排除した、それらは、現実を描いてはいても、現実との間にまなざし、記憶や好奇心、あるいは楽しみといった距離を保っているからである」と説明する⁽²⁰⁾。思い出云々より何よりも汚辱に塗れた人々が実際に存在したことが重要であり、請願書は彼らの生を直接文字化している。君主(権力)の形象の遍在を通して請願書では言葉が書き記す個物(汚辱に塗れた人々)に光が当てられたのだ。そして松本潤一郎が言うように、「もしも請願書に書かれていなければ、文字列の表面に浮き上がる彼らの人生が、誰かの興味を惹くことはなかった」だろう⁽²¹⁾。

阪神・淡路大震災の5千人を超える死者が「現実に存在した者たち」、「厄災に塗れた者」たちであることをいかに知ることができるだろうか。例えば「阪神大震災」⁽²²⁾に関する新聞の特別縮刷版には犠牲者名簿が掲載されている。市區別に名前と年齢が記載された一覧だ。私には母親以外知っている人は(過去の知

人の消息を調べたことがないので) おそらくいない。縮刷版中のある遺族の記事を見ると、「両親の寝ていた一階一〇二号室に二階の部屋が落ちていた。上層階の重みでコンクリート基礎との間で押しつぶされ、たった約八〇センチの厚さ。そのベッドで父と母は圧死していた」と書かれている⁽²³⁾。そうした死者の短い記録を、権力を通してかあるいはその反対に権力の監視者を通してかとはともかく、目にすることができる。その他にも震災に関する書籍などで死者については書かれてきただろう。記載された文字は死者本人ではないが、彼らが犠牲者として存在したことを、遺族や関係者とは無関係に、震災後の未来の誰かに知らしめる。別言すれば、その文字情報を見る誰かを待つように死者は遍在していると考えられる。

5千人を超える死者、その一人ひとりの被災の仕方は別様である。彼らは、広範囲に被害が及んだ全体としての「阪神・淡路大震災」を経験し亡くなったわけではない。それゆえ、阪神・淡路大震災からの復興に死者の記憶を絡めるなら、震災の集合的記憶は崩れ、果てしなく細分化され、復興とはあの時の地震で被災した個々の被災者の復興でしかなくなるだろう。

最たる被災者である死者の記憶はその死に様によって徹底的に個別で回収不可能である。しかし、死者の実存は実際に存在したことを直接示す言葉によって担保される。縁のない死者(の記憶)はその死者に「ついて」書かれた言葉を誰かが見ない限り安眠している。そして、その遍在する言葉の無数の破片が結集する時、「阪神・淡路大震災」からの復興の新たな側面が現れるだろう⁽²⁴⁾。

補注

(1) 災害の「一番の当事者」である死者が復興過程においてアクターとして想定されていないことや生者による死者の語りの独占とそこに潜む権力構造については宮前良平(2020)『復興のための記憶論 野田村被災写真返却お茶会のエスノグラフィ』大阪大学出版会、173-204頁、参照。

- (2) 丹生谷貴志(1995)「不在の災害」『現代思想』1995年3月号、青土社、参照。
- (3) 随筆家の若松英輔(2022)は、2012年に行われた講演で「死者はいる、皆どこかで感じているにもかかわらず、震災後一年ほどは、誰もそのことを真剣に語ろうとはしなかった。(中略)鎮魂を語った人はいました。死者の魂よ安かれ、といった言葉は何度見聞きしたかしれません。このとき強い異和感を覚えたのは、合言葉のように鎮魂を言う人々の発言からは、魂とは何かがいっこうに感じられないことでした」と言う(『亡き者たちの訪れ』亜紀書房、18頁)。
- (4) 以降、「死者(自身)の記憶」あるいは「死者の記憶」と言う時、それは生者にとっての死者の記憶ではなく、その記憶を有する死者と同義で用いている。
- (5) 「防災教育の現在地(下)「30年限界説」越えるしかない」神戸新聞、2023年1月13日。
- (6) 阪本真由美(2022)「第6章 災害の記録と記憶-何が語り継がれるのか」松岡俊二・阪本真由美・寿楽浩太・寺本剛・秋光信佳『未来へ繋ぐ災害対策-科学と政治と社会の協働のために』有斐閣、201頁。
- (7) 寺田寅彦(2011)「津波と人間」『天災と国防』講談社学術文庫、136-137頁。
- (8) 同書、141-142頁。
- (9) 坂口奈央(2017)によれば、東日本大震災の津波被災地において、災害に関する記憶以前の山や川、神社や祭礼などの地域資源を媒介とした集合的記憶が震災を機に再編成され、復興の原動力となった(「震災復興と集合的記憶-防潮堤の高さを巡る住民の論理-」社会学研究 第100号、東北社会学研究会、2017年9月)。ここで言う集合的記憶は震災以前のその土地のコモンズを巡る記憶であり、本稿における集合的記憶とは被災に関するパブリック・メモリーのことである。
- (10) 若松英輔は講演で次のように発言する。「遺族の姿を見、そして声を聞くにつけ、死者の問題に向き合うことなく、震災の問題に本質的な解決は見出せない、そればかりか、解決に向けてのスタート地点に立つことすらできない、というのが私の、今も変わらない実感です。そういうのは、水俣病問題のように死者と伴走して問題を解決しようとする例があったからだ(前掲書、21-22頁)。
- (11) 井上忠(1988)『モイラ言語』東京大学出版会、201頁参照。
- (12) 民俗学者の畑中章宏(2021)は、成仏・往生したかできなかつたかにかかわらず死者は「記憶からの忘却を望んでいないことだけは確かだろう」という。そしてまた、例えば盆踊りは死者たちの忘却への、そして生者たちが死者たちを忘れないための抵抗手段だったと想像できるという(「21世紀の「死者の書」死者の公共性をめぐって」塚田有那・高橋ミレイ編著『RE-END 死から問うテクノロジーと社会』38-39頁)。社会では死者は縁起が悪いものとして忌避されるが、盆踊りのほか法事などで死者を近づけることがある。
- (13) 丹生谷貴志(1996)『ドゥルーズ・映画・フーコー』青土社、240-243頁。
- (14) ミシェル・フーコー(2011)『臨床医学の誕生』神谷美恵子訳、みすず書房、16頁、331頁。
- (15) 高原耕平(2022)「コラム③ 災害の集合的記憶と「教

- 訓」-1995年の阪神・淡路大震災から」前掲・松岡ほか
『未来へ繋ぐ災害対策』, 207頁.
- (16) 阪本, 前掲書, 192頁.
- (17) 笠原一人 (2009) 「序 記憶のアクチュアリティへ」笠
原一人・寺田匡宏編『記憶表現論』昭和堂, 10-11頁.
- (18) 丹生谷貴志 (1996), 243頁.
- (19) ミシェル・フーコー (2006) 「汚辱に塗れた人々の生」
丹生谷貴志訳『フーコー・コレクション6 生政治・統
治』小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編, ちくま学芸文庫,
206頁.
- (20) 同書, 207頁.
- (21) 松本潤一郎 (2021) 「死者の疎外論」小泉義之・立木康
介編『フーコー研究』岩波書店, 123頁.
- (22) 震災当初にマスコミが使用していた名称。1995年2月
14日に政府が「阪神・淡路大震災」と呼称するのを閣
議了解した。
- (23) 毎日新聞社 (1995) 『阪神大震災 特別縮刷版 毎日新聞
(大阪本社発行) は何を伝えたか』毎日新聞社, 219頁.
- (24) アントナン・アルトー (1989) 『神の裁きと訣別するた
め』宇野邦一訳, ペヨトル工房, 73-74頁, 参照.